

杵築市災害ボランティアネットワーク連絡会設置要綱

(設置)

第1条 災害発生時の被災者救援のためのボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の円滑な活動、平時における災害ボランティア関係研修をはじめとした防災、減災のための普及啓発活動の効果的な実施及び関係団体等の連絡・協力の促進等を目的とし、杵築市災害ボランティアネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 連絡会が行う事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの円滑な活動に関すること
 - (2) 災害ボランティアセンターの円滑な運営に関すること
 - (3) 災害ボランティア関係研修及び防災、減災の普及啓発に関すること
 - (4) 災害ボランティア活動を円滑に行うための関係団体の連携・協力に関すること
- 2 その他災害ボランティア活動の促進に関すること

(組織及び運営)

第3条 連絡会は、別表に掲げる団体等をもって構成し、その団体等から推薦された者を委員とし、連絡会会長は杵築市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長をもって充てる。

- 2 連絡会構成団体等は必要に応じて会長が追加等を行うことができる。
- 3 必要に応じてアドバイザーを設置することができる。

(事務局)

第4条 連絡会の事務局は、本会に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関しての必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

別表（第3条関係）

杵築市災害ボランティアネットワーク連絡会構成団体（設立当初団体）

	No.	団体等名
地域 団体	1	杵築市区長連合会
	2	杵築市民生委員児童委員協議会
	3	杵築市ボランティア連絡協議会
	4	杵築市商工会（女性部・青年部）
	5	杵築青年会議所
	6	杵築市防災士協議会
災害 ボラン ティア	7	社協登録（企業）（株）九州錦運輸
	8	社協登録（企業）（有）ふじ環境センター
	9	社協登録（個人）
関係 機関	10	杵築市危機管理課
	11	杵築市福祉推進課
	12	大分県東部振興局地域振興部
	13	大分県消費生活・男女共同参画プラザ県民活動支援室
	14	大分県ボランティア・市民活動センター
事務局	15	杵築市社会福祉協議会

* 杵築市食生活推進協議会を次回のネットワーク連絡会で構成団体に追加予定。